

令和3年度 第2回天竜区協議会

次第

日時：令和3年5月27日（木）

午後2時00分から

会場：天竜区役所 21・22 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議 事

（1）協議事項

令和2年度天竜区地域力向上事業（助成事業）の事後評価について

（2）その他

地域課題

5 その他

次回開催予定

日時 令和3年6月29日（火）午後2時

会場 天竜区役所 21・22 会議室

6 閉 会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項												
件 名	令和2年度天竜区地域力向上事業（助成事業）の事後評価について												
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業は、市民協働の理念のもと地域課題の解決により地域力を向上し、住みよい地域社会を実現するため、市民等の提案に基づき実施している。</p> <p>令和2年度の地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」は以下の通り。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>提案件数</th> <th>実施件数</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成事業</td> <td>3件</td> <td>3件</td> <td>1,138千円</td> </tr> </tbody> </table>						提案件数	実施件数	補助額	助成事業	3件	3件	1,138千円
	提案件数	実施件数	補助額										
助成事業	3件	3件	1,138千円										
対象の区協議会	天竜区協議会												
内 容	<p>前年度の地域力向上事業が全て完了した際は、浜松市地域力向上事業実施要綱第10条に基づき、天竜区行政推進会議と天竜区協議会で事後評価を行うこととされている。</p> <p>天竜区行政推進会議における評価が完了したため、天竜区協議会において評価を実施するもの。</p> <p>(詳細は別紙のとおり。)</p>												
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	協議後、事業実施内容や評価結果等を区のホームページで公表する。												
担当課	天竜区振興課	担当者	大石 訓康	電話	922-0013								

令和2年度 天竜区地域力向上事業事後評価一覧表

No.	事業名		提案者				事業内容
	事業費 (円)	補助額 (円)	区 らし さ	達 成 度	必 要 性	費 用 対 効 果	区行政推進会議の評価コメント
1	春野町ホタルの里活性化事業		はるの・気田ホタル実行委員会 (春野協働C)				1 藤ノ瀬ホタル公園及び周辺水路の清掃、草刈、カワニナの放流 実施日：5月31日(日)18名参加、8月9日(日)15名参加、 10月25日(日)15名参加 2 藤ノ瀬ホタル公園にてホタルの幼虫観察とカワニナの放流 実施日：7月30日(木)12名参加 3 気田小学校4年生によるホタルの幼虫観察 実施日：2月18日(木) 4 藤ノ瀬ホタル公園にてホタルの幼虫の放流実施 実施日：2月28日(日)15名参加 ホタル幼虫300匹 3月10日(水)13名参加 ホタル幼虫100匹、カワニナの放流
	222,012	107,000	B	A	A	A	地域コミュニティの活性化が図られたとともに、子供たちが自然環境について興味関心を持つことが出来る事業と評価します。将来的には、この事業により地域に関わりを持つ人が増加していくことを期待します。
2	水窪花桃の村整備事業		水窪花桃の村実行委員会 (水窪協働C)				1 本事業を実施することは環境整備にとどまらず、少子高齢化に伴う過疎化により、人間関係も希薄化になりつつあることから、地域の活力を取り戻すため、この事業を実施した。 2 植樹面積「約6,000㎡」に花桃の木「400本」の植樹及び補植作業等を、会員、ボランティア延べ「88名」により行った。 3 出身者も「15名」参加し、地元住民との交流を図り、地域の魅力を再認識する「ふるさと回帰」を促進した。
	942,150	471,000	B	A	A	A	事業を通して、地域住民と出身者との交流により地域コミュニティの活性化が図られたと評価できます。将来的には、この事業により地域に関わりを持つ人が増加していくことを期待します。

No.	事業名		提案者				事業内容
	事業費 (円)	補助額 (円)	区 らし さ	達 成 度	必 要 性	費 用 対 効 果	区行政推進会議の評価コメント
3	天龍の翔～舞台創作・発表体験事業		「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会 (まちづくり推進課)				<p>1 全体概要 (1) 事業実施期間: 1月31日(日)～3月29日(月) (2) 実施場所: 天竜壬生ホール、光明ふれあいセンター (3) 参加者数: 81人(延べ参加者: 541人)</p> <p>2 創作活動 プログラムを2部構成にして、ダンス、ミュージカルの創作活動を実施した。</p> <p>3 リハーサル・発表公演 (1) リハーサル: 3月27日(土) (2) 発表公演 : 3月28日(日) ※ライブ配信も実施した(アーカイブ視聴も可能)。</p>
	1,418,876	560,000	A	A	A	A	<p>昨年度から継続し、学校の枠を超え、創造的思考力、コミュニケーション能力、行動力、知識の活用力などの育成に取り組んだ事業として評価できます。また、コロナ禍での発表公演であることからライブ配信を行い、デュアルモードを推進されております。今後も、先進的な技術を活用するとともに、次世代を担う子供たちの育成のため、事業が継続されることを期待します。</p>

評価のポイント（助成事業）

※評価 A：高い B：ふつう C：低い

1) 天竜区らしさ

事業の実施にあたり、天竜区固有の人材、資源などを活かしたか。より発展、強化させることに繋がったか。

2) 事業目的の達成度

提案時点で掲げた目的をどの程度達成したか。

3) 財政支援の必要性

市が補助金を支出して支援を行う必要性（財政面で市の支援を必要とする事業であるかどうか）

4) 費用対効果

事業実施により得られる効果と、かかる経費のバランスは適切か。

浜松市地域力向上事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特性を活かした事業や課題を解決する「地域力向上事業」について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、3人以上で構成され、市内に住所を有する又は市内で活動する法人その他グループで、提案時点において市税の未納がない団体をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体を除く。

- (1) 政治・宗教を目的とする団体
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (3) その他公序良俗に反する団体

(対象事業)

第3条 この要綱において地域力向上事業とは、次の各号のいずれかに該当する公益性のある事業をいう。

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは事業の対象としない。

- (1) 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 国、県、他の地方公共団体又は浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- (4) 国、県、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業
- (5) 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業

(事業区分)

第4条 この要綱において、地域力向上事業の実施に係る形態区分は、次のとおりとする。

- (1) 市民提案による住みよい地域づくり助成事業（以下「助成事業」という。）
団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業
- (2) 区民活動・文化振興事業
地域の活性化や文化振興のため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業
- (3) 区課題解決事業
区内の課題を解決するため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業

(事業期間)

第5条 地域力向上事業の事業期間は、単年度とする。

(事業の提案等)

第6条 助成事業の提案をしようとする団体（以下「提案団体」という。）は、市長が定める期限

までに次に掲げる書類を提出するものとする。なお、原則として1つの提案は1区のみ可能とする。

- (1) 事業提案書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 団体の概要書（第3号様式）
- (4) 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）

2 区は、区民活動・文化振興事業、区課題解決事業を立案するにあたり、区民等からの提案やアイデアを参考に、市民協働の手法により事業化するよう努めるものとする。

（候補事業の検討）

第7条 前条第1項の規定に基づいて提案された助成事業は、浜松市区における総合行政の推進に関する規則（平成19年浜松市規則第33号）第8条に規定する区行政推進会議において、審議するものとする。

2 区行政推進会議においては、提案された助成事業を前項の規定により審議するに当たり、必要に応じて提案団体から事業内容の聴取を行うものとする。

3 前2項の審議は別表1の基準に基づき行うものとする。

（実施予定事業の決定）

第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第4条に規定する区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業は、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施するものとする。

（事業の実施）

第9条 前条の規定により決定された地域力向上事業は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 助成事業は、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）及び浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金交付要綱（令和2年12月14日施行）に基づき行う。

(2) 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業は、市長の定めるところにより行う。

（事後評価）

第10条 市長は、実施した助成事業が終了したときは、区行政推進会議及び区協議会で評価を行う。

2 前項の評価は別表2の基準に基づき行うものとする。

（中間評価）

第11条 市長は、採択した事業について中間評価を実施することができる。なお、評価方法は前条に規定する事後評価に準じるものとする。

2 継続事業について、当該事業実施年度の前年度に中間評価を実施した場合、評価結果を採択時に斟酌するものとする。

（公表）

第12条 市長は、実施した地域力向上事業の事業概要及び第10条に規定する事後評価結果を区ホームページ等で公表するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 がんばる地域応援事業要綱は、平成22年3月31日限り、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年12月14日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表1（第7条関係）

審査指標		点 数				
		低い	やや低い	普通	やや高い	高い
1	独自性 (行政施策に同じような事業はないか。)	1	2	3	4	5
2	〇区らしさ (区固有の人材、資源等を活かしているか。より 発展・強化させることに繋がるか。)	1	2	3	4	5
3	効果・公益性 (住みよい地域づくりに寄与できるか。)	1	2	3	4	5
4	財政支援の必要性 (行政が補助すべき事業か。)	1	2	3	4	5
5	費用対効果 (事業内容、期待できる効果から、妥当な事業 費といえるか。)	1	2	3	4	5

※「効果・公益性」の項目については、行政推進会議での評価の平均が3点以上であることを採択の目安とする。

※ 基準の運用についての詳細は各区において定めることとする。

別表2（第10条関係）

項 目	ランク		
	A	B	C
1) 〇区らしさ	高い	普通	低い
2) 事業目的の達成度	高い	普通	低い
3) 財政支援の必要性	高い	普通	低い
4) 費用対効果	高い	普通	低い